

○議長（菊地恵一君） 十三番 枡和也君。

〔十三番 枡和也君登壇〕

○十三番（枡和也君） 皆さん、おはようございます。みやぎ県民の声の枡和也です。議長より発言の許可が出ましたので、通告に従い、一般質問いたします。

この地球に生活するあらゆる立場の人々が、コロナやエネルギーによる危機的な経験を余儀なくされ、これからの社会をその基底から見直し、そしてシフトすることが求められているのではないのでしょうか。地域社会における最も基本的な人と人のつながりが更に重要になると考えています。障害のあるお子さんを持つお母さんや、就労支援施設などで働いている方々、子育てをしている世代、行政関係者など、いろいろな方からお話を聞くことができました。何げなく毎日生活をしている中で、それぞれ悩み、問題を抱えながら過ごされています。そのような生活を支え、誰もが安心して暮らせる地域社会を目指すためには、やはり県民一人一人の皆様の声をきちんと聴き、政策に生かすように届けることが、当たり前のことではありますが、私たちの役目であることを再認識させられました。SDGsの目標三には、あらゆる年齢の全ての人々の健康的な生活を確保し、福祉を促進すると書かれていますので、これからもきちんと実践していきたいと思います。

それでは、大綱三点について、質問をさせていただきます。

大綱一点目、障害者福祉政策についてです。

先日、障害者の就労支援施設である、柴田町にある「i b i s c a f e」に行つて話を聞いてきました。来店したときに、スタッフの方々がとても明るく迎えてくれました。サービス管理責任者の資格を持っているリーダーに話を聞いたところ、障害者の方がこのようなカフェで働くことに誇りを持ち、楽しく取り組むことができているので、明るく接客ができるのではないかと話をしてくれました。社会参画ができることで、一つの夢が実現した感覚があるとのことでした。このカフェでウエイトレスとして働いている若い方にも直接話を聞くことができましたが、ここで働くことがとても楽しく、充実しているとのことでした。続けてヒアリングをさせていただき、行政としてまだやることがあるのではないかと率直に感じました。その一つは、それぞれの障害の程度に応じた、就労に関しての具体的な相談ができる窓口を各自治体でつくると良いのではない

かとの御提案でした。やはり、最初は住みなれた地域で働くことを望む方も多いと聞いております。県内七圏域の障害者就業・生活支援センターの、それぞれの圏域の単位自治体との関わりや連携は、どのようになっていっているのでしょうか。また、地域に密着した総合的なサービスを考慮すれば、各单位自治体の相談窓口としての福祉と就労等の担当課の連絡先一覧などを、情報発信の場であるホームページに掲載することは検討できないのか、伺います。

県内の障害者就業・生活支援センターが各地にあり、拠点となっているかと思いますが、六月に厚生労働省は、障害者が一般企業で働き始める際、職場に慣れて定着できるように、就労支援の障害福祉サービス併用を認めるという方針が発表されました。一般企業での働き始めに当たり、就労系障害福祉サービスの利用期間が原則三か月から六か月と定められ、延長が必要な場合は合計一年まで認められるようですが、就職後に環境変化についていけなくなるケースがあり、職場定着を図るための長期的な対応が求められています。県として、このようなケースのサポート体制をどう考えているのか、伺います。

民間では、企業につなぐためのカリキュラムがしっかりしていて、就労支援サポートなどに定評があるとお聞きしました。障害をお持ちの方は、就労に対して自分がその仕事をできるのか不安を感じている方が多いとのことですので、実際に自分のスキルに対して事前にトライアルができる制度があるべきではないかと思えます。しかも、そこで働く意欲がある方に対して、働くために必要な知識と能力を事前に高めることができる場を提供することは、多くの方が社会に関わっていくためにとっても大事なことと考えますが、今後の県としての取組について伺います。

また、県南の障害者就業・生活支援センターを訪問してヒアリングをしたときに、スタッフの方より意見が出たのですが、生活が困窮している障害者のためには、時給をもらいながら就労の事前体験ができる仕組みをつくることが重要とのことでした。県としてどのように考え、取り組むことができるのか、伺います。

障害者権利条約をめぐり、障害者権利委員会から改善勧告がなされました。分離教育の中止、精神科への強制入院を可能にしている法律の廃止を求めるなど、日本の課題を的確に指摘したものです。人権の問題からしても世界的な動向で、条例における懸念

と勧告がまとめられました。人権の問題として当然、世界的な流れではありますが、一方で、当事者がいらつしやる御家庭ではどうでしょうか。それぞれの御家庭の状況によつては、やはり施設を活用していただくことで生活が改善することもあると感じていますので、実際は二つの方向性を共存させることが必要かと思いました。新・宮城の将来ビジョンの政策推進の基本方向三の取組十三には、障害の有無に関わらず安心して暮らせる社会の実現とあり、更に、実現に向けた方向性については、障害者が自ら望む地域・場所で暮らせるための環境整備を図り、サービスの充実を進めるとあります。先日訪問した船形の郷においては、入所者の地域移行等の現状の課題と、障害者を持つそれぞれの御家庭における施設との関わり方の細やかな相互理解とともに、その対応が問われると思いますが、その取組についてのお考えを伺います。

次に、障害者が小学校へ通うときの相談窓口について、具体的な対応はどのようなになっているのでしょうか。支援学校に通うお子様の母親に話を聞き対応している側に、個人差があつてはならないと思います。障害のレベルを把握し、どのような環境で教育を受けることができるのか、また、どのような環境で育ってほしいかなど、選択肢を提示してもらえようような総合的な相談ができる必要があると思いますが、教育長の認識を伺います。また、包括的助言などができる状況にするため、こういった取組を行っているのか、併せて伺います。

今回ヒアリングをさせていただいたお子様は、現在、船岡支援学校に通われており、リハビリなども積極的に先生方が協力して取り入れてもらい、すごく助けられていると話を聞くことができ、公共の立場の一人として、素直にうれしく思いました。ただ、一方でお母さんの話の中で、地域の小学校に就学しても、運動会などの行事はみんなと一緒に過ごすが、普通の授業はまるつきり先生と二人だけで教室で過ごすこともあり、給食も別の教室になるとのことでした。それならば、支援学校に入れて常に友達や先生と過ごせたほうがよいと思つたとお聞きし、インクルーシブ教育のことを考えさせられました。支援学校だけではなく、どのような子供がいて、どのように接することができなのか、ADHDの子供でも普通学校で学ぶことも十分できるような体制を整えることは、県としても取り組んでいるとは思いますが、更なる配慮はできないものかと感じました。ゆさみゆき議員の九月定例会代表質問でも取り上げられていた、県として共に学

ぶ教育推進モデル指定校で、共に学ぶことの推奨もされておりますが、トライアルの三年間の後、モデル指定校の成果と課題を反映して、もっとこのような体制の学校を増やすべきではないでしょうか、伺います。

また、今後はどのように他の学校へ展開していくのか、小中高などを通して地域社会全体に広がりのある、共に学ぶ教育の実践に取り組むとともに、その成果をまとめ、県全体に周知することでインクルーシブ教育の取組を広げていくとありますが、周知だけでは実践につながらないと考えます。もう少し具体的な取組は考えられないのか、伺います。

大綱二点目、エネルギーを取り巻く社会的状況とエネルギー政策について伺います。二〇一五年にCOP21でパリ協定が採択され、その時点の日本では、石炭火力発電を東南アジアに開発及び援助する計画を発表したことで、メディアから酷評されました。そして、今年の十一月六日にCOP27が開催され、日本はまた不名誉な賞である化石賞を受賞しました。グローバルな基準において、全く改善されていないと考えざるを得ないと思っています。また、世界の多くの若者が気候変動の危機を訴えるために立ち上がり、世論から更なる温暖化対策を進めなければならないと訴える意見が多い背景もあり、COP26に合わせて、二〇二〇年に温室効果ガスを二〇三〇年度に二六%削減する目標だったものを上方修正し、二〇二一年四月、二〇三〇年度に四六%削減する目標を発表し、ようやく世界の先進国に肩を並べることになったのではないのでしょうか。政府発表による二〇一九年度の再生可能エネルギー割合の実績値は一八%でしたが、二〇三〇年度には、その割合を実績値の約二倍の三六%から三八%にする目標が発表され、現在に至っています。ドイツではどうでしょうか。COP26時点で、二〇三〇年目標の再生可能エネルギーの割合は六五%であり、その時点の二〇一九年実績は四二%でした。その後、シオルツ首相に政権が交代となり、その時点で上方修正され、再エネ率の二〇三〇年の目標は八〇%となりました。これは、二〇一九年実績値の約二倍の数値です。

今年の二月、ロシアがウクライナへ侵攻を開始しました。その侵攻が世界へもたらした負のエネルギーはとても大きな影響を持ち、エネルギー問題は気候変動危機から安全保障へとベクトルを変えざるを得ない状況を突きつけられました。六月にEUは、ロ

シアから石炭に続き石油の禁輸を決めたと報じられ、動き出しています。ドイツは、それに応じるかのように、エネルギー安全保障政策をより確固たるものにするためもあり、二〇三五年に再生エネルギー率をほぼ一〇〇%にすることを発表しました。まさにエネルギーの問題は、妥当な価格で安定的に確保することを重要な課題と捉える時代へと移り変わりました。このように激変する社会状況に合わせて、世界の主要国は即時に対応していることがよく分かります。それでも、六月初頭に、二〇二二年度は一%超のCO₂排出増になるとの試算が報じられました。結局は、まだ地球温暖化対策は改善に向かっていないことが明らかになり、更なる対策が求められていることは必須だと思えます。日本はどうでしょうか。もちろん、社会情勢に合わせて次なる一手を打つために関係部門で進めているかと思いますが、二〇二一年四月に目標が発表されてからは、何も数値は変わっていないのが現状です。そのことを踏まえ、以下、伺います。

「(仮称)みやぎゼロカーボンチャレンジ二〇五〇戦略」の中間案が発表されていますが、温室効果ガスの排出量の目標数値設定は、基準年度比で既に政府が示している数値を超えた五〇%になってはいるものの、年次計画の発表はされるのでしょうか。毎年どのように削減数値設定を行って計画を遂行する予定であるのか、伺います。

また、それは実効性の伴う具体的なアクションプランを盛り込み、年次計画において目標をクリアするような段階的スケジュールの伴った提案になるのでしょうか、省エネ・省CO₂の取組について具体的に伺います。

二〇二〇年度電源構成における実績値の再エネ率は一五・四%と発表されています。二〇三〇年度の県の再エネ率の目標は三六%とお聞きしましたが、「(仮称)みやぎゼロカーボンチャレンジ二〇五〇戦略」の概要版のどこに明記されているのでしょうか。電源構成を含め、再エネ率の内訳をパーセント表示させるなどの配慮で、県民が一目で分かるようにグラフなどによる目標値の表示は計画されているのか、伺います。

日本経済新聞社より政府へ、二〇五〇年再エネ率七割の提言が出されました。諸先進国の動向にも配慮すると、このぐらいの高い目標設定を掲げなければ、到底CO₂の削減推進は不可能と考えています。先ほど申し上げたように、ドイツは再エネ率一〇〇%を目指す表明をしています。世界の動向と社会的・危機的状況を捉えるならば、政府は次への目標設定に動き出すことも想定されると思います。国の方針に従うといった

常套的解答では済まされない社会的状況であることは明らかではないでしょうか。目標に対する野心的な試みは自治体から発信することが求められており、先駆的な試みとして独自に発信している自治体も多く見受けられます。例えば京都市では、条件によって建築主の再生可能エネルギー設備の導入・設置義務化に対する条例を制定していると公表していますが、このような取組に対して県ではどのような考えがあるのか、知事の所見を伺います。

電力消費量に占める再エネ電力の割合についてですが、二〇一九年度の実績一三・〇％に対して、二〇三〇年度の目標値はその二・八倍の三六％と提示されました。今回、「（仮称）みやぎゼロカーボンチャレンジ二〇五〇戦略」でも太陽光による目標設定がされており、再エネの内訳として、短期的に結果を出すことでその取組の重要性を掲げていますが、この後約七年の短期間で、現時点における計画推進では目標達成の実現は非常に難しいと考えています。また、宮城県での太陽光発電パネルの設置割合は、前年度までの取組で既に前計画での目標を超える実績を達成しているだけに、更なる太陽光発電の普及に対する取組は、より急進的な企画が必要になると予想できますが、今後の太陽光発電普及へ向けた目標達成への計画概要を伺います。

二〇三〇年度までの再エネ導入の目標に対してでは、重要項目として太陽光発電パネルの普及を掲げているものの、普及へ向けての対応が遅いのではないかと感じております。東京都の太陽光発電設置については、補助金の活用がかなり影響力を持って推進を押し上げていると実感しています。また、戸建て住宅で最大二百十萬円の補助を出す東京ゼロエミ住宅導入促進事業の計画を実行しています。宮城県では、ゼロエネルギー住宅において最大で四十萬円の補助となっておりますが、この補助額で省エネが十分に推進できると思いませんが、いかがでしょうか。

周知の事実であります。幾ら創エネをしても、そもそも省エネをきちんと計画しないと、つくったエネルギーをそのまま捨てていることとなります。住宅の省エネ化の最優先の取組は省エネ計画です。設備の高効率化はもちろんでありますが、まずは断熱を強化することでエネルギー消費をそもそも少なくすることが最優先で、せっかくエネルギーをつくっても捨てていることになってしまいます。例えば東京都では、断熱性能が最も高水準の水準三で、二百十萬円の補助を出すと計画されています。高い水準で省

エネが推進される計画となっております。一方、我が県では四十万円の補助となっております。省エネ効果が多く望めないと考えてしまいますが、どのように考えているのか、知事の見解を伺います。また、その補助額で省エネ住宅の普及をどのぐらい見込んでいるのか、併せて伺います。

昨年十一月定例会で、県有施設の太陽光発電パネルの屋根設置について見直しを行う計画の中で、県有公共施設などへの率先導入を改めて位置づけ、積極的に取り組んでいくということでしたが、計画の中間案が示されている時期と、二〇三〇年まであと約七年ですが今後の導入の具体的な計画について、どのようなスケジュールになるのか伺います。

東京都では、二〇二〇年度のCO₂排出量の部門別での実績値は、コロナの影響で在宅勤務が広がったこともあり、家庭部門が上がっていると報道されています。東京都では二〇二五年四月から、都内で新築する戸建て住宅に太陽光パネル設置を義務化する方針を固めました。県での動きはいかがでしょう。

昨今は、自治体による企画力が大きく結果に作用すると考えられていますので、家庭部門対策として早急に戸建て住宅の太陽光発電パネルの設置義務化を進めるべきと考えますが、知事の見解を伺います。

北九州市では、公共施設への再エネ一〇〇%電力の導入を既に開始している発表がされています。その効果を見える化するることによって、市民に理解を求める試みをしています。国土交通省からは、カーボンニュートラルの実現に向けた公営住宅等への支援の計画が発表されていますので、既存ストックの省エネ改修も、県自ら率先して実行すべきではないでしょうか。しかも、その実行の即効性が問われている状況にあると思いますが、知事の見解を伺います。

大綱三点目、仙南医療圏の周産期医療について伺います。

みやぎ県南中核病院は、二〇一六年以降、仙南医療圏で唯一分娩ができる公立病院として、年間分娩取扱件数も三百件を超えており、仙南医療圏における年間分娩取扱件数の三割強を担っておりますが、退職された産婦人科医の後任の医師補充が、東北大産婦人科医局の都合により急遽不可能となったため、医局より令和二年十月から分娩中止の指示が出されました。このことは、人口減少が顕著である中、地域で安

心して出産ができる環境が維持できなければ、仙南地域の若者の流出が増え、ますます少子化に拍車がかかり、社会機能の維持、発展に深刻な影を落とすことになりかねないことから、令和元年十二月二十四日に仙南医療圏二市七町の首長とみやぎ県南中核病院企業団企業長が村井知事を訪問し、みやぎ県南中核病院における分娩中止の回避、周産期医療の安定的な提供体制の確立に対する支援の二件について要望書を提出しました。その後、令和二年四月二十七日に、みやぎ県南中核病院における分娩の継続、仙南医療圏域における周産期医療への一層の支援についてということで、東北大学医学系研究科長、医学部長へも要望書を提出したということでした。令和二年二月定例会の一般質問で取り上げさせていただき、分娩の中止は地域住民や地域社会に与える影響が極めて大きく、知事に早急な対応を求めたところ、ドクターバンク応募医師の勧誘、県外から転入する産科医師に交付する奨励金の大幅な拡充、東北医科薬科大学の特定診療科の指定など、できる限りの対応をしていくとのことでした。その時点でも、村井知事は、非常に危機的な状況と認識しているとのことでしたが、分娩が中止されて二年以上が過ぎたものの、周産期医療の状況は全く変わらず、まだ再開していない状況となっておりますので、以下、質問させていただきます。

県のこれまでの二年数か月の期間において、みやぎ県南中核病院の分娩再開のため医師確保にできる限り対応するとしておりましたが、こういった対応をしてきたのか、その状況について伺います。

分娩中止以来、みやぎ県南中核病院では、分娩再開、産科医療の再開の位置づけは、最重要課題として取り組んでいるということでもあります。令和二年十月からは、セミナーシステムによる産科医療を継続していますが、このシステムを利用する妊婦はほとんどいない状況と聞いています。また、みやぎ県南中核病院看護部と県内教育機関が協力して行った調査では、県南地域に産科施設が個人診療所二か所しかなく、みやぎ県南中核病院で分娩が休止されたことに対する不安、将来の育児希望への意欲低下などが明らかになったと聞いておりますし、仙南地域に住む若い御夫婦にヒアリングしたところ、出産についても心配との声が上がっております。この現実について知事はどう受け止めているのか、伺います。

分娩を中止した令和二年十月が十四人と一番少なく、その後は徐々に増えてきて、以前の外来患者数と同じ十九人から二十二人の間で推移してきていることから、地域に必要とされていることがうかがえ、早期に安全な産科医療を再構築するためには、最低三名の常勤産科医の体制が必要とされていますが、二〇二四年からの医師の働き方改革が実施されると、ほぼ三百六十五日、二十四時間、安定した産科医療を提供するための環境整備は、より一層ハードルが高くなると考えられますが、知事の見解を伺います。

産科医師確保に向けた取組と展望について、東北大学産婦人科医局との連携を継続しながら、東北医科薬科大学の産婦人科医局とも連携を図ることも可能性の一つと考えられると思いますが、伺います。

また、みやぎ県南中核病院の新たな専門医認定プログラム制では、東北大学病院を基幹病院とする連携病院、連携施設群にもなっていますので、産婦人科領域での専攻医を確保でき、将来の産科医師確保の足がかりができるような支援を県からいただけないのか、知事の見解を伺います。

新聞報道によりますと、白石市長が周産期医療の復活を目指すとのことでありますが、公設民営化後の周産期医療に関する公立刈田綜合病院について、県の受け止めはどうなのか伺います。また、地域医療構想の実現を目指す中で、みやぎ県南中核病院との連携の可能性について、併せて知事の見解を伺います。

以上、壇上からの質問を終わります。

御清聴、誠にありがとうございます。

○議長（菊地恵一君） 知事村井嘉浩君。

〔知事 村井嘉浩君登壇〕

○知事（村井嘉浩君） 柘和也議員の一般質問にお答えいたします。大綱三点ございます。

まず、大綱一点目、障害者福祉政策についての御質問にお答えいたします。

初めに、障害者の試行的な就労に関する取組についてのお尋ねにお答えいたします。障害者に就労の体験の機会を提供することは、就労意欲や業務遂行能力の向上に大きな効果が期待されるほか、就労後のミスマッチを減少させ、職場定着を促進する観点からも大変重要であると考えております。県では、一般就労希望者に対し、訓練等のサ

ービスを提供する就労移行支援事業所への支援として、ハローワークなどと連携し、企業における職場実習の受入れ機会の確保の取組を行っております。新型コロナウイルス感染症の影響により、企業による職場実習の受入れが減少していることから、県内企業への働きかけを一層強化し、一人でも多くの実習生を確保できるように取り組んでまいります。

次に、障害者が収入を得る事前就労体験の仕組みの構築についての御質問にお答えいたします。

企業等への一般就労を希望する障害者が利用できる制度として、ハローワークのトリアル雇用制度があり、離職の回数や期間等の要件を満たす場合は、原則三か月間の試行期間中にも雇用契約に基づき賃金を得ることができます。就労移行支援サービス利用者に対しても情報提供するなどし、制度の活用を図っております。また、県独自の取組として、県庁内において、就労移行支援事業所から一般企業等への就労希望者をビジネスアシスタントとして受入れ、一か月単位で事務補助業務の就業体験をしてもらい、事業所を通じて本人に訓練手当を支給する業務を実施しております。今後もこれらの制度や事業を活用し、収入を得ながら就労体験をしたい障害者のニーズに添えてまいりたいと考えております。

次に、大綱二点目、エネルギーを取り巻く社会的状況とエネルギー政策についての御質問にお答えいたします。

初めに、温室効果ガスの排出削減に向けた計画の推進についてのお尋ねにお答えいたします。

温室効果ガスの排出量は、社会経済状況などにも影響され、年度ごとの単純な比較が難しいことから、国や他県と同様、現在策定中の「（仮称）みやぎゼロカーボンチャレンジ二〇五〇戦略」においても、最終年度である二〇三〇年度の目標のみを設定しております。計画の進行管理に当たっては、毎年度、目標に関する県内の状況を把握、公表していくほか、三年ごとに中間点検を行い、計画の進捗状況や国の政策動向、社会情勢の変化などを勘案しながら、必要に応じて見直しを行うこととしております。また、この計画は、目標達成に向けた施策や重点対策として、需給一体型の再生可能エネルギーの導入や、ゼロエネルギー住宅・ビルの普及などの具体的な取組を盛り込んだ実行計

画としての役割も有しており、事業の実施に当たっては、毎年度、計画の進捗状況などを踏まえながら、必要な予算を計上し、計画に掲げる目標が達成できるように積極的に取り組んでまいります。

次に、温室効果ガス排出量の削減目標達成に向けた、今後の太陽光発電普及への取組についての御質問にお答えいたします。

太陽光発電については、風力発電や地熱発電等に比べ、比較的導入までの期間が短く、様々な場所に柔軟に設置できることから、「（仮称）みやぎゼロカーボンチャレンジ二〇五〇戦略」においても、二〇三〇年度に向けては特に太陽光発電の導入を推進するものとしております。具体的には、現在の導入量約百九十三万キロワットに対し、FIT認定未稼働分に今後の新規導入分を加え、現況値の一・七倍となる約三百三十五万キロワットを導入する高い目標値を設定することとしております。県といたしましては、これまで、みやぎ環境税を活用して取り組んできた、蓄電池や電気自動車を活用した需給一体型再生可能エネルギーの導入支援などの取組を強化することに加え、太陽光パネルの共同購入や国の交付金を活用した事業所、工場への太陽光パネルの設置、ため池等の未利用地調査などを通じ、目標の達成に向けて、建築物や未利用地等への太陽光発電の更なる導入拡大に最大限取り組んでまいります。

私からは、以上でございます。

○副議長（菊地恵一君） 環境生活部長佐藤靖彦君。

〔環境生活部長 佐藤靖彦君登壇〕

○環境生活部長（佐藤靖彦君） 大綱二点目、エネルギーを取り巻く社会的状況とエネルギー政策についての御質問のうち、県民に分かりやすい形での目標値の表現についてのお尋ねにお答えいたします。

「（仮称）みやぎゼロカーボンチャレンジ二〇五〇戦略」に定める計画の内容や目標値については、推進の主体である県民や事業者に分かりやすく示すことが大変重要であると認識しております。我が県の再エネ導入量の目標については、国の電源構成に占める再エネ比率の目標である三六％を達成できるように設定したところであり、その実績値については、再エネ比率と併せて毎年度公表する予定としております。計画の進行管理に当たっては、再エネ種別ごとの目標値等の内訳についても、参考資料として作成、

公表するとともに、グラフや図表を用いるなど、我が県の再生可能エネルギー導入の進捗状況等について、県民や事業者に分かりやすく示せるよう工夫してまいりたいと考えております。

次に、京都市の再エネ設備の設置義務化についての御質問にお答えいたします。

京都市では、京都市地球温暖化対策条例に基づき、延べ床面積二千平方メートル以上の建築物等を対象に、一定能力以上の再エネ設備の導入などが義務づけられております。また、京都府や群馬県なども同様の制度があり、建築物等への再エネ設備の設置を進める有効な手段の一つと認識しております。一方、義務化を行えば建築費用が増加することから、導入に当たっては、建築主の経済的な負担が増えることによる影響なども考慮した、慎重な検討が求められるものと考えております。県といたしましては、義務化も含め、建築物への再エネ設備の普及、拡大を図るための効果的な方法について、事業者や有識者等に意見を伺いながら検討してまいります。

次に、ゼロエネルギー住宅への補助についての御質問にお答えいたします。

県では、家庭部門の二酸化炭素排出量の削減及び災害時の電源確保を図るため、みやぎ環境税を活用して、これまで住宅用の太陽光発電システムや蓄電池などの導入補助を実施してまいりました。また、今年度から住宅の更なる省エネ化を図るため、高い断熱性能を有するゼロエネルギー住宅、いわゆるZEH住宅を新築する場合に四十万円を補助する事業を新たに実施しております。本事業の補助額については、国や他都道府県との状況などを総合的に勘案して設定しているところでございます。昨今の電気料金の高騰などにより、今後もZEH住宅の普及拡大が見込まれるものと考えており、県といたしましては、省エネ住宅の更なる普及を目指して、引き続き効果的な補助制度の運用に努めてまいります。

次に、県有施設への太陽光発電設備の導入に向けた、具体的な計画等についての御質問にお答えいたします。

「（仮称）みやぎゼロカーボンチャレンジ二〇五〇戦略」では、県の事務事業における温室効果ガスの排出削減対策として、再生可能エネルギーの最大限の活用や省エネ設備の導入などを掲げており、特に県有施設における太陽光発電設備の導入については、率先して取り組む必要があることから、計画における重点対策として位置づけておりま

す。県有施設への太陽光パネルの設置に当たっては、屋根の強度など構造上の制約があるため、実施可能なものから取り組むこととしており、現在、各施設のエネルギー利用状況や災害時の業務の継続性などを踏まえ、年度内に対象施設を選定できるよう進めているところです。来年度は、選定された施設について設計業務を行った上で、施設ごとに整備計画を策定し、設備の規模やスケジュールを定める予定としております。県といましては、引き続き国の交付金等を活用しながら、県有施設における太陽光発電設備の計画的な導入に努めてまいります。

次に、住宅への太陽光パネル設置の義務化についての御質問にお答えいたします。

住宅等への太陽光発電の導入については、森林開発等を伴わないため、環境への負荷が少なく比較的導入までの期間が短いことや、災害時の電源確保にもつながることなどから、再エネ拡大の有効な方策の一つであると認識しております。県ではこれまで、みやぎ環境税を活用し、住宅や事業所等に対して太陽光発電設備等の導入経費の一部を補助しており、住宅については、昨年度までに延べ四万二千件の補助を行っております。また、今年度についても約四千件の補助を予定しております。更に、「(仮称)みやぎゼロカーボンチャレンジ二〇五〇戦略」でも重点対策の一つとして、需給一体型再生可能エネルギーの大量導入の促進等を掲げているところです。東京都が進めている新築住宅等への太陽光パネルの設置義務化については、太陽光発電の普及拡大につながる有効な取組の一つであると認識しておりますが、購入者の建築費用の負担が増えることへの対応も含めて、先行する他自治体の状況も参考にしながら、更に検討してまいりたいと考えております。

次に、既存の公共施設の省エネ改修についての御質問にお答えいたします。

公共施設における省エネ改修については、温室効果ガスの排出削減効果が見込めるとともに、県民意識の醸成の面でも重要であると認識しております。「(仮称)みやぎゼロカーボンチャレンジ二〇五〇戦略」では、県有施設における率先垂範の取組として、新築及び改修のモデルとなる施設において、五〇%以上の省エネを図った建築物の基準である「ZEB Ready」以上を目指し、ZEB化を推進することとしております。ZEB化に当たっては、施設の使用形態に応じた省エネ効果や設備の導入費用等の費用対効果などを総合的に勘案し進めていくことが肝要であり、特に既存施設については、

設備の更新や建物の改修に合わせて行うことが効果的であると考えております。県といたしましては、今年度、主な施設について改修の時期や光熱費等の状況調査に取り組んでいるところであり、来年度はリーディングケースとなる施設を選定し、専門家による調査を行い、断熱性能の向上や高効率空調設備の導入などを盛り込んだ改修計画を策定し、県有施設の省エネ改修を着実に推進してまいります。

私からは、以上でございます。

○議長（菊地恵一君） 保健福祉部長伊藤哲也君。

〔保健福祉部長 伊藤哲也君登壇〕

○保健福祉部長（伊藤哲也君） 大綱一点目、障害者福祉政策についての御質問のうち、障害者就業・生活支援センターにおける関係自治体との連携状況についてのお尋ねにお答えいたします。

障害のある方の就労に当たっては、福祉と就業に関する支援機関が障害特性の情報を共有し、その方の状況に応じた適切な支援を行うことが重要であると認識しております。県では、宮城労働局と協力し、就業とそれに伴う日常生活の相談や支援を一体的に行う障害者就業・生活支援センターを圏域ごとに設置し、ハローワークや就労移行支援サービス事業所などの支援機関、企業などと連携しながら、求職者への職業準備訓練や職場実習のあっせん、求職活動支援などとともに、生活習慣の形成や健康管理などの日常生活に関する助言を行っております。市町村との連携については、関係機関との連絡調整会議を定期的に開催するなどして、情報共有や意見交換を行っております。また、就労支援の強化に向けては、市町村に対し障害福祉担当課や相談支援事業所等の連絡先をホームページに掲載するよう助言してまいります。

次に、就職後の障害者への長期的な支援体制についての御質問にお答えいたします。今年六月に、国の社会保障審議会障害者部会の報告書が出され、一般就労中の就労系障害福祉サービスの一時的な利用を認める方向性が示されました。今回の見直しでは、企業等での働き始めのほか、休職から復職を目指す場合には、二年間を上限に就労継続支援A型及びB型サービスを利用して、生活リズムを確立することや復職後の職務に向けた訓練を受けることが想定されております。また、県としては、障害者就業・生活支援センターが期間の定めなく、職場や家庭への訪問などによる就業面と生活面の一体的

な職場定着支援を実施していることから、こうした支援を中心に就職後職場環境になじめない障害者への長期的な支援を行ってまいります。

次に、船形の郷における家庭と施設の相互理解を踏まえた対応についての御質問にお答えいたします。

船形の郷は、重度・最重度の障害者支援の拠点となる施設であり、入所利用者のほとんどは高齢化や障害の重度化などにより、在宅や民間施設での生活が難しい状況にあるものと認識しております。こうした中で、入所利用者の御家族に対しては、面会時などの機会を捉えて、日常生活の様子や今後の支援の方向性について情報提供するとともに、地域生活移行を希望される場合には、利用者本人の状態や特性などを踏まえて移行先を検討するなど、御家族の理解を得ながら丁寧な対応に努めてまいります。また、地域においては、重度障害者等の地域生活の場であるグループホームの整備や、緊急等の一時受入先の確保、介護人材の育成確保などにも取り組むことで、地域生活移行のための環境整備を推進してまいります。

次に、大綱三点目、仙南医療圏の周産期医療についての御質問のうち、分娩再開に向けたこれまでの対応についてのお尋ねにお答えいたします。

みやぎ県南中核病院の分娩再開に向けた産科医師の確保については、県市長会や町村議会議長会等からも要望いただいております。憂慮すべき状況だと認識しております。産科医師の不足は全国的な問題であることから、県ではドクターバンク事業のほか、県外から転入する産科医師に対する奨励金の交付や、東北医科薬科大学のA方式宮城県枠に係る特定診療科の指定による産科医師への誘導などの対応をしてきたところです。また、産科医師を目指す専攻医を指導する医師の人件費を補助するなど、産科医師の育成支援にも努めております。

次に、県南地域での出産を心配する声がある現状に対する受け止めについての御質問にお答えいたします。

県南地域で出産を心配する声があることは認識しております。みやぎ県南中核病院が分娩再開するまでの間は、産科セミナーオープンシステムにより対応することとしておりますが、導入して間もないことから、県といたしましても市町村や医療機関と連携し、普及啓発に努めてまいります。

次に、医師の働き方改革実施に伴う所感についての御質問にお答えいたします。

医師の働き方改革においては、医師の労働時間の短縮等が求められることから、病院は産科医療を再構築するため、ICT導入や更なる医師の増員などの環境整備が必要になる可能性があると考えております。特に産科医不足は、ハイリスク妊婦の増加などで長時間勤務が余儀なくされていることが一因と考えられていることから、医師の健康確保と長時間労働の改善につながる取組を推進してまいります。

次に、産婦人科医師の確保に向けた大学との連携についての御質問にお答えいたします。

県では、産婦人科医師の確保に向けて東北大学と連携し、産婦人科医師の育成や配置を支援する取組を行っているところです。東北医科薬科大学医学部の第一期卒業生は、現在、臨床研修の一年目でありますので、特定診療科として医師の配置を促進する具体的な取組については、今後検討することとしております。

次に、みやぎ県南中核病院への専攻医の確保についての御質問にお答えいたします。平成三十年度に開始された新専門医制度は、日本専門医機構が認定したプログラムに基づき、専攻医が基幹施設と連携施設をローテートしながら研修を受けることで、十分な診療技能を習得し、標準的な専門医療を提供できる医師として専門医の認定を受けるものであります。みやぎ県南中核病院は、東北大学病院を基幹施設とする産婦人科研修プログラムの連携施設となっておりますので、専攻医の配置について、みやぎ県南中核病院の取組を見守ってまいりたいと考えております。

次に、公設民営化後の公立刈田総合病院における周産期医療の復活と、みやぎ県南中核病院との連携についての御質問にお答えいたします。

公設民営化後の公立刈田総合病院における周産期医療の復活について、今年十一月十七日に締結されました公立刈田総合病院の管理運営に関する基本協定書においては、指定管理者となる医療法人仁誠会が「婦人科外来診療を継続する」こと、また、「分娩入院診療は令和六年度からの開始に向け医療体制の構築に努める」ことが記載されておりますが、周産期医療の再開には、周産期母子医療センターとの連携をはじめ、関係機関との調整が必要になるものと認識しております。また、仙南地域の地域医療構想の実現に向けては、みやぎ県南中核病院との連携強化を図っていく必要があることから、地

域医療構想調整会議での御意見なども伺いながら検討してまいります。

私からは、以上でございます。

○議長（菊地恵一君） 教育委員会教育長伊東昭代君。

〔教育委員会教育長 伊東昭代君登壇〕

○教育委員会教育長（伊東昭代君） 大綱一点目、障害者福祉政策についての御質問のうち、小学校入学時の総合的な相談体制の必要性及び包括的助言を可能にするためのこれまでの取組についてのお尋ねにお答えいたします。

就学相談については、市町村教育委員会でガイダンスや面談、学校見学などを通じて、就学先の選択肢を示しながら行われているところですが、本人、保護者の意向を十分に踏まえ、学校や子育て支援担当者等も交えて話し合うなど、総合的に対応、判断することが重要であると認識しております。県教育委員会では、相談体制の充実を図るため、就学支援に携わる市町村教育委員会担当者、特別支援学校の就学相談担当者等を対象に、就学事務の説明会・就学相談に関する研修会を実施し、就学先決定の流れ、相談をする際の留意点等について理解が深まるよう努めているところです。加えて、市町村教育委員会や小・中学校向けに就学支援の手引きを配布するとともに、保護者向けには就学相談リーフレットを作成し、参考にしていただいております。今後も市町村教育委員会に対し、本人、保護者に寄り添った適切な就学支援が行われるよう支援してまいります。

次に、共に学ぶ教育推進モデル事業の成果等を反映した学校の増加と、実践に向けた取組についての御質問にお答えいたします。

共に学ぶ教育推進モデル事業は、県内各地域の小・中・高等学校をモデル校に指定し、平成二十七年度からの第一期では、合理的配慮と個別の教育支援計画の理解啓発、第二期では学校内の支援システムづくりの確立等を主な事業内容として、全ての圏域において取組を進めてまいりました。令和三年度から開始した第三期では、更なる広がりを目指し、北角田中学校区と松山中学校区に地域の県立高校を加えたモデル地域を指定して、ユニバーサルデザインの考え方にに基づき、小・中・高等学校の連携を意識した切れ目ない支援体制の整備に取り組んでおります。第三期の取組は、来年度までの実施を予定しており、県内全域でのインクルーシブ教育システムの構築に向け、成果と課題を

しつかり検証し、小・中・高等学校を通した連続した学びの中で、共に学ぶ教育の実践が広がるような取組を検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（菊地恵一君） 十三番枡和也君。

○十三番（枡 和也君） 答弁ありがとうございます。知事の答弁がちょっと早くて聞き取りにくかったのですが、「（仮称）みやぎゼロカーボンチャレンジ二〇五〇戦略」の計画について、二〇三〇年度の目標設定だけであるということ、三年ごとに状況を把握していくということなのですが、目標設定の仕方が二〇三〇年度だけでいいのか疑問に思います。もちろん三年ごとに点検するということなのですが、その辺の認識について伺いいたします。

○議長（菊地恵一君） 環境生活部長佐藤靖彦君。

○環境生活部長（佐藤靖彦君） 先ほど知事から答弁させていただきましたけれども、温室効果ガスの排出量、社会経済状況の影響などもありまして、単年度ごとの単純な比較は難しいという状況がございます。国や他県におきましても、二〇三〇年度の目標を設定して、そこに向けて様々な施策を行っていくという計画のつくり方になっております。我々としても、二〇三〇年度を目指して様々な施策を行っていくわけですが、その結果について毎年度、県民に分かりやすく公表していきたいと考えているところでございます。

○議長（菊地恵一君） 十三番枡和也君。

○十三番（枡 和也君） 何か目標がないと、その目標に向かって進めないのかなど、何の事業でも一緒だと思っておりますけれども、ぜひ、その辺をもう一度検討していただければと思います。

あと、先ほど渡辺勝幸議員の一般質問にもありましたが、再生可能エネルギー発電の新税について、県でも検討されております。また、各自治体でも再生エネ設置抑制条例などを次々と制定している動きが出ている中で、今後、大規模なメガソーラーや風力発電施設を地域住民の合意を得ながら設置していくことは、多分難しいと思います。こういった流れが、この計画に及ぼす影響をどう見ているのか、お聞かせください。

○議長（菊地恵一君） 環境生活部長佐藤靖彦君。

○環境生活部長（佐藤靖彦君） 再エネ事業については、現在、様々な事業が計画されているわけですが、その中でアセスなどの申請が予定されている事業もございます。それらを全て数字にして計画に反映させているわけではなく、そのうちの一定割合を算入して算定しているということでございます。

○議長（菊地恵一君） 十三番枡和也君。

○十三番（枡 和也君） そうすると、そういった影響はほとんどなくて、数量を勘案しての計画にするということではよろしいでしょうか。

○議長（菊地恵一君） 環境生活部長佐藤靖彦君。

○環境生活部長（佐藤靖彦君） 現在申請のある事業の一定程度を見込んでいるということですが、未稼働分に加えて、新たな施策によって再エネが導入される部分と、いうのも上積みした計画の立て方をしておりますので、個別の事業の状況により計画自体が左右されるということではございません。

○議長（菊地恵一君） 十三番枡和也君。

○十三番（枡 和也君） 次に、仙南医療圏の周産期医療についてお聞きします。

この二年間、いろいろ骨折りいただいたということが分かるんですけども、人を動かすというのはこんなにも難しいのかなというのが実感でございます。ただ、本当は知事を頼らないで何とか解決できればいいと思うのですが、なかなか現時点ではお願いせざるを得ないというような状況だと思います。知事の今のベクトルは、多分、四病院の統合・合築に向いていると思うのですが、できるだけ早く分娩を再開させるよう、そのベクトルを少しでも周産期医療の回復に注力いただければと思いますが、その辺お聞かせください。

○議長（菊地恵一君） 知事村井嘉浩君。

○知事（村井嘉浩君） 確かに四病院の統合・合築について一生懸命やっておりますけれども、それだけではなく、みやぎ県南中核病院の産科医師の不足についても、首長や議員の皆さんからも毎回お会いするたびに言われる問題でございまして、非常に重く受け止めているところでございます。ただ、我々が勝手に医師を派遣するわけではなく、やはり東北大学にいろいろ調整をお願いしている状況で、東北大学も思いは同じなのですが、残念ながら医師がいないということでございます。ドクターバンク事業等では

つしゃつたらお願いしようと思っっているのですが、なかなか産科医は来てくださらない状況でございます。先ほど部長から答弁しましたように、東北医科薬科大学のA方式宮城県枠、こういったものにより実現が見えてきましたので、まず二年間の初期研修が終わった後、制度が変わって専門医の研修も受けなければなりませんので、産科を専攻する方が出てくれば、そういった方たちをどう配置するのかということを東北医科薬科大学や東北大学とよく相談しながら計画をつくっていきたいと思っっています。全く可能性がゼロではないということだけは御理解いただきたいと思うのですが、今の段階では本当に医師がおられないため、全国で取り合いになってしまっている状況でございます。今は産科セミオープンシステムにより対応しておりますので、もう少し我慢をしていただきたいと思います。